

平成31年1月29日

各 位

吉備信用金庫
理事長 清水 宏之

不祥事件発生のお知らせとお詫び

この度、当金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とし高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いたことは、役職員一同、厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当金庫をご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま、会員の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止策ならびに役職員への教育を徹底することにより、役職員一丸となって、信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

記

1. 事件の概要

- (1) 事 故 者：渉外担当元職員（24歳、男性）
- (2) 事故発生店舗：足守支店
- (3) 事故発生期間：平成30年9月～平成30年12月
- (4) 事 故 金 額：76先、6,063,254円（うち被害額3,200,954円）
- (5) 事件の概要

事故者は、足守支店の渉外担当として勤務していましたが、平成30年9月以降、事件が発覚した12月21日までの間、遊興費等に費消する目的で、お客さまの定期性預金の解約金やお客さまから集金した定期積金の掛込金等を着服・流用していました。

事件が発覚して以降、監査部や総務部コンプライアンス統括室が事件の全容解明に向けて調査を行ってきました。

なお、被害額については、事故者及び身元保証人によって既に全額弁済されております。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

ご迷惑をお掛けしましたすべてのお客さまには、着服・流用の事実をお伝えし、お詫びを申し上げたうえで、着服・流用金につきましてはすべて返済或いは適正な事務手続きを終えました。

3. 監督官庁等への届出等

事件発覚後、直ちに中国財務局及び日本銀行に届出・報告を行いました。

4. 警察への通報

警察に対しても速やかに通報しました。

5. 事故者及び関係者の処分

事故者は1月25日付で懲戒解雇処分としました。

また、理事長を含む関係役職員についても、当金庫の規程に則り厳正な処分を行いました。

6. 再発防止と今後の対応

当金庫は、今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こさないよう、不祥事件対策委員会や理事会等で事実関係の調査、発生原因の分析を徹底して行ったうえで、抜本的な再発防止策を策定し、法令遵守態勢及び内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって、信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。

なお、本件に関してお気付きの点がございましたら、下記にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

担当部署：総務部コンプライアンス統括室

担当役員：小野

担当役席：黒宮

電話番号：0866-92-1291

ファクシール：0120-03-3062

受付時間：午前9時から午後5時まで